

札幌市公衆浴場法施行細則

〔昭和 47 年 3 月 31 日〕
札幌市規則第 69 号

改正 昭和 48 年 8 月規則第 59 号 昭和 49 年 8 月規則第 68 号
昭和 51 年 3 月規則第 39 号 昭和 58 年 5 月規則第 27 号
昭和 61 年 6 月規則第 36 号 平成 9 年 3 月規則第 31 号
平成 10 年 3 月規則第 7 号 平成 12 年 3 月規則第 31 号
平成 13 年 3 月規則第 19 号 平成 13 年 10 月規則第 51 号
平成 17 年 3 月規則第 35 号 平成 24 年 10 月規則第 58 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

（営業許可の申請）

第 2 条 法第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書（様式 1）に次の事項を記載した書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。ただし、保健所長が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

周囲 600メートル以内の見取図（縮尺は 2,500分の 1 とし、最も近い既設の普通浴場（札幌市公衆浴場法施行条例（平成 24 年条例第 47 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する普通浴場をいう。以下同じ。）との距離を記載）及び配置図

設計概要書（各室の構造、規模及び使用する材料の種別を記載）

立面図

各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口、窓及び室内の設備の位置を記載）

浴室及び脱衣室の縦断面図

給水、給湯及び蒸気等の配管図

条例第 5 条第 2 9 号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、その理由及び同条第 3 1 号に規定する措置の方法

第 5 条第 2 項の承認を受けようとするときは、その理由

条例第 2 条第 3 号に規定するその他の浴場（以下「その他の浴場」という。）にあっては、その入浴料金の額

2 前項の場合において、保健所長は、許可の申請に必要と認める書類その他

のものの提出を求めることができる。

3 保健所長は、第1項の申請に係る営業を許可したときは公衆浴場営業許可書(様式2)を、不許可としたときは公衆浴場営業不許可通知書(様式3)をそれぞれ交付する。

(条件の付加)

第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定による許可をするときは、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。ただし、その他の浴場(既設の普通浴場に併設しない家族風呂を除く。)に係る許可をするときは、この限りでない。

営業施設を営業の許可の日の翌日から6カ月以内に落成させること。

営業施設の落成の日の翌日から3カ月以内に営業を開始すること。

営業の休止が引き続き6カ月以上にわたらないこと。

(設置場所)

第4条 法第2条第2項の規定による公衆浴場設置の場所が、公衆衛生上不相当と認められる場合とは、その場所が著しく不潔であるか、又はその他の事由で公衆衛生上支障があり、施設の構造設備ではその害を防ぐことができない場所をいうものとする。

(構造設備)

第5条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(その他の浴場を除く。)の構造設備が公衆衛生上不相当と認める場合とは、法、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

脱衣室には、換気設備をすること。

脱衣室と浴室の境は、透明なガラス等を用いること。

浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。

浴室の壁のうち洗い場の床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造り、その表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。

洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。ただし、保健所長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

洗い場には、温湯を標示した活栓又は湯及び冷水を1組とする湯と水を標示した活栓を0.6メートル以上の間隔を保って設けること。

活栓の数は、洗い場の床面積2平方メートル当たり温湯の場合にあっては1個以上、湯及び冷水の場合にあっては1組以上とすること。ただし、保健所長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

浴槽は、その縁高は洗い場の床面から0.35メートル以上、その内部の面積は3.3平方メートル以上、その深さは0.6メートル以上とし、深さが0.9メートル以上の浴槽にあっては、その内側に幅0.12メートル以上0.18メートル以下の踏み段を設けること。ただし、浴槽の位置等から汚水が容易に浴槽内に入らない構造であると保健所長が認めた場合の浴槽の縁高並びに幼児用浴槽又は補助浴槽の面積及び深さについては、この限りでない。

サウナ室の床及び壁は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。

汚水の排水路は、蓋をし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとする。ただし、公共の下水道等に流出させることが困難な場合には、飲料水の水源から5メートル以上離れたところに、不浸透性材料で造られ、かつ、蓋のある汚水だめを設けることができる。

下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。

- 2 条例第2条第2号に規定する福利厚生浴場（以下この項において「福利厚生浴場」という。）については、主として身体障害者、高齢者等に利用させる福利厚生浴場で保健所長の承認を受けるものに係る場合にあっては前項第8号の規定を適用せず、その他の福利厚生浴場に係る場合にあっては同号中「3.3平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」とする。
- 3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認める場合とは、法、省令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

脱衣場には、換気設備をすること。

浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。

浴室（個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。）の壁のうち床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。

洗い場の床は、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。

蒸し風呂は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。

第1項第10号及び第11号に規定する構造とすること。

(落成の届出)

第6条 法第2条の規定による許可を受け、その施設の工事が落成したときは、公衆浴場施設落成届(様式4)により5日以内に保健所長に届け出なければならない。

(営業承継の届出)

第7条 法第2条の2第2項の規定による事業者の地位の承継の届出は、公衆浴場営業承継届(様式5)を保健所長に提出して行わなければならない。

2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場事業者相続同意証明書(様式6)とする。

(変更等の届出)

第8条 省令第4条の規定による変更、停止又は廃止の届出は、公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届(様式7)、公衆浴場営業停止届(様式8)又は公衆浴場営業廃止届(様式9)を保健所長に提出して行わなければならない。

2 前項の規定により営業の停止に係る届出を行った者は、その営業を再開するときは、あらかじめ公衆浴場営業再開届(様式10)を保健所長に提出しなければならない。

3 保健所長は、前2項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(水質基準)

第9条 条例第5条第14号の規則で定める水質基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、第1号アからエまで並びに第2号ア及びイの基準を適用しないことができる。

原水、原湯、上り湯及び上り水

ア 色度 5度以下

イ 濁度 2度以下

ウ 水素イオン濃度 PH値5.8から8.6まで

エ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中10ミリグラム以下

オ 大腸菌群 50ミリリットル中不検出

カ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満

浴槽水

ア 濁度 5度以下

イ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中25ミリグラム以下

ウ 大腸菌群 1ミリリットル中1個以下

エ レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第59号)～附 則(平成17年規則第35号)省略

附 則(平成24年10月3日規則第58号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市公衆浴場法施行細則第8条第1項の規定により営業の停止に係る届出を行った者が、この規則の施行の際現に当該届出に係る営業の停止をしている場合において、公布の日から起算して30日を経過する日までの間に営業を再開するときは、改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「速やかに」とする。

様式 1

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

(宛先)札幌市保健所長

住 所
申請者
氏 名
生年月日

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により、許可を受けたいので申請します。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業の種類
- 3 札幌市公衆浴場法施行条例第 4 条第 2 号から第 7 号までのいずれかに該当するときは、その旨
- 4 使用水の種類
- 5 汚水の処理方法
- 6 工事着手予定年月日
- 7 工事落成予定年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

公衆浴場営業許可書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

印

年 月 日申請のあった公衆浴場の営業は、公衆浴場法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種類
- 4 許可の条件

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。

様式 3

公衆浴場営業不許可通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

札幌市保健所長

印

公衆浴場法第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の理由により、 年
月 日申請のあった公衆浴場の営業は、許可しないので通知し
ます。

記

(理由)

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文に
ついて記載すること。

様式 4

公衆浴場施設落成届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

公衆浴場施設が落成しましたので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 落成年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5 (その 1)

公衆浴場営業承継届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所
氏 名
生年月日

相続により公衆浴場の営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 被相続人の氏名及び住所
- 4 被相続人との続柄
- 5 相続開始の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5 (その 2)

公衆浴場営業承継届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 事務所所在地
法人の名称
代表者の氏名

合併により公衆浴場の営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 4 合併の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 5 (その 3)

公衆浴場営業承継届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

事務所所在地
届出者 法人の名称
代表者の氏名

分割により公衆浴場の事業者の地位を承継したので、公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 4 分割の年月日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 6

公衆浴場営業者相続同意証明書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

証明者 氏 名

印

次のとおり公衆浴場の営業者について相続がありましたことを証明します。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者の氏名及び住所

- (注) 1 証明者の氏名の部分は、公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。
- 2 この証明書には、保健所長が必要と認める関係書類を添付すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 7

公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公衆浴場営業許可申請書の記載事項を変更したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 変更年月日
- 4 変更事項 (構造設備にあつては、新旧対照図面を添付してください。)
- 5 湯質を薬湯に変更したときは、公衆浴場法施行規則第 1 条第 3 号に規定する事項

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 8

公衆浴場営業停止届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住所
届出者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

営業の全部(一部)を停止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 停止年月日及び停止期間
- 4 停止の理由
- 5 一部停止の場合にあつては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 9

公衆浴場営業廃止届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者
住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

営業の全部(一部)を廃止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の理由
- 5 一部廃止の場合にあっては、その廃止部分及び廃止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

公衆浴場営業再開届

年 月 日

(宛先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

営業の全部(一部)を再開するので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称及び所在地
- 2 営業許可年月日及び許可番号
- 3 再開年月日
- 4 一部再開の場合にあつては、その再開部分
- 5 引き続き停止している部分がある場合にあつては、その停止部分及び停止に伴う措置

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。